

国際文化学研究科研究生出願における注意事項

1. 在留資格に係る書類について

以下に該当する者は、在留資格認定証明書の交付申請を必要とする。

- ・ 出願時、日本国外に居住し、日本の在留資格を有していない。
- ・ 出願時、日本に在住し在留資格を有しているが、本学入学前に有効期限が切れる。

注意：在留カードの有効期間中でも、所属機関の在籍期間終了後に帰国すると、在留カードは失効することがある。

出願期間終了後、出願受理者に対して在留資格認定証明書の申請書類の作成方法について本研究科教務学生係よりメールで詳細に連絡を行うので、交付申請を必要とする者はあらかじめ以下の書類を準備しておくこと。

- ◆ 顔写真（4cm×3cm） のデータ（拡張子がJPGまたはPNG形式）
- ◆ パスポート（写） のデータ（PDFまたはJPG形式）
※氏名、顔写真、パスポート番号及び有効期限等の記載されたページの原寸大コピー
- ◆ 滞在費の裏付けとなる書類
日本において勉強し生活するのに十分な経費を準備していることを証明する資料。
(参考) 神戸大学で研究生在籍期間を1年間として申請した場合に最低限必要となる経費について
生活費の目安 約120万円（月額約10万円×12ヶ月）
生活費のほか、入国後居住を開始するまでの初期費用、入学料、授業料が経費として必要となる。
日本での生活費の目安などについては、神戸大学への留学（STUDY IN KOBE）を参照すること。（<https://www.kobe-u.ac.jp/international/study-in-kobe/index.html>）

1	支弁者が 本人 の場合	本人名義の預金残高証明書又は預金通帳の写し
2	支弁者が 親族 の場合	本人との関係を証明する資料
		支弁者の在職証明書又は所得証明書 支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し
3	支弁者が 上記以外 の場合	保証人証明書（様式任意）
		支弁者の在職証明書および所得証明書
		支弁者名義の預金残高証明書または預金通帳の写し

交付申請に関する提出書類の詳細は、メールで本研究科教務学生係に問い合わせること。

gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp

研究生に合格した者の交付申請は本学が代理で行う。

2. 令和3年4月入学希望の外国人留学生の「3. 出願書類」(11)に規定する証明書の提出の特例について

「3. 出願書類」の(11)に定める証明書の提出について、令和4年度（2022年度）4月入学希望の神戸大学大学院国際文化学研究科研究生の出願においては以下のとおり取り扱う。

① に定める「日本留学試験」の成績証明書について、2021年度（令和3年度）日本留学試験（第2回）を受験予定のため出願期間中に提出できない場合は、履歴書の資格欄に「日本留学試験（受験予定）」と記載し出願すること。この場合、選考の結果合格した者には、2021年度（令和3年度）日本留学試験（第2回）の成績が(11)の①に定める成績に達することを付帯条件とした合格通知を行う。なお、2021年度（令和3年度）日本留学試験（第2回）の成績が通知された日から1週間以内に本研究科教務学生係に成績通知書の原本を提出すること。当該試験の成績が(11)の①に定める成績に達していない場合や、証明書の原本が令和4年2月10日までに本研究科教務学生係に到着しなかった場合は、入学を許可しないことがある。

② ②及び③に定める「日本語能力試験」の合格認定書とその成績証明書について、2021年度日本語能力試験（第2回）を受験予定のため出願期間中に提出できない場合は、履歴書の資格欄に「日本語能力試験（受験予定）」と記載すること。この場合、選考の結果合格した者には、2021年度日本語能力試験（第2回）の成績が(11)の②または③に定める成績に達することを付帯条件とした合格通知を行う。なお、2021年度日本語能力試験（第2回）の成績が通知された日から1週間以内に本研究科教務学生係に合格認定書とその成績証明書の原本を提出し、合格認定書の原本を令和4年2月28日までに提出すること。当該試験の成績が(11)の②または③に定める成績に達していない場合や、成績証明書の原本が令和4年2月10日までに本研究科教務学生係に到着しなかった場合、合格認定書の原本が令和4年2月28日までに到着しなかった場合は、入学を許可しないことがある。

③に定めるTOEFL iBT, TOEFL PBT, 又はIELTSについて、出願時にスコアシートの原本の提出が出願期間に間に合わない場合は、履歴書の資格欄に受験（予定）の試験名を記載すること。この場合、選考の結果合格した者には、TOEFL iBT, TOEFL PBT, 又はIELTS成績が(11)の③に定める成績に達すること、及び日本語能力試験の成績が(11)の③に定める成績に達していることを付帯条件とした合格通知を行う。なお、受験した試験の成績が通知された日から1週間以内に本研究科教務学生係にスコアシートの原本を提出すること。当該試験の成績が(11)の③に定める成績に達していない場合や、証明書の原本が令和3年2月12日までに本研究科教務学生係に到着しなかった場合は、入学を許可しないことがある。

3. 新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルスへの対応のため、本募集要項に定める内容を変更することがある。国際文化学研究科のウェブサイトに掲載するので確認すること。

<http://web.cla.kobe-u.ac.jp/prospective-g#research>

4. 日本国外に在住の外国籍の方が研究生に出願する際の注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本政府が日本国外から日本への入国を制限している場合がある。この場合、日本国外に在住の外国籍の方が在留資格「留学」により日本に入国・滞在するには日本政府の定めた入国手続きに基づいて査証（ビザ）申請手続きを行い、日本の空港に到着してから神戸大学が指定したホテルで所定の期間待機する必要があるなど、様々な手続きに日数を要し、また待機場所を確保するための費用などの十分な資金が必要になる。

研究生に合格したとしても、日本への入国手続きの関係上、入学日までに日本に入国できるとは限らないことに注意すること。この場合、原則として研究期間の変更は行わない。このことを了承したうえで出願すること。

なお、入国手続きに際して日本への入国の計画が十分に考えられておらず、また、神戸大学や日本国政府の指示を十分に理解できないと思われるために、出願者が日本への入国の際に遵守すべき事項に反する可能性が高いと本研究科が判断した場合は、入学許可を取り消すことがある。